

政令第三百六十六号

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十四号）の施行に伴い、並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十六条の六第一項、第七十六条の七及び第七十六条の八の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第一条 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項中「この条、第三十二条、第三十三条及び第三十三条の二において」を削る。

第三十三条の二中「第七十六条の四」を「第七十六条の五」に、「第七十六条第二項の」を「第七十六条第二項に規定する」に改める。

第三十三条の三を第三十三条の六とし、第三十三条の二の次に次の三条を加える。

（災害時における車両の移動等の手続等）

第三十三条の三 道路管理者は、法第七十六条の六第一項の規定により道路の区間を指定しようとする

きは、あらかじめ、当該地域を管轄する公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該公安委員会に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。

2 法第七十六条の六第一項の規定による命令は、書面又は口頭とするものとする。

第三十三条の四 法第七十六条の七の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の指示は、広域の見地から緊急通行車両の通行を確保すべき道路について関係道路管理者による法第七十六条の六第一項の規定による指定が行われていないことその他関係道路管理者による同項の規定による指定若しくは命令若しくは同条第三項若しくは第四項の規定による措置（以下この条において「指定等」という。）が適切に行われていないか、又は適切でない指定等が行われようとしているため、災害応急対策が的確かつ円滑に行われていないとき、又は行われぬおそれがあるときに行うものとする。

第三十三条の五 法第七十六条の六第一項から第四項までに規定する道路管理者である国土交通大臣の権限及び法第七十六条の七に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。ただし、同条に規定する権限は、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

2 第三十三条の三第一項に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

第三十五条中「第八十二条第二項」を「第八十二条第三項」に改める。

(道路交通法施行令及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正)
第二条 次に掲げる政令の規定中「第七十六条の四」を「第七十六条の五」に改める。

一 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第四十四条の二の二

二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第三十九条

(原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正)

第三条 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表第三十三条の二の項中「第七十六条の四」を「第七十六条の五」に改め、同表に次のように加える。

		<p>の規定により読み替えて適用される法</p>
<p>第三十三條の四</p>	<p>法</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第二十八條第二項の規定により読み替えて適用される法</p>
	<p>同條第三項</p>	<p>法第七十六條の六第三項</p>
	<p>災害応急対策</p>	<p>緊急事態応急対策</p>
<p>第三十三條の五第一項</p>	<p>法第七十六條の六第一項</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第二十八條第二項の規定により読み替えて適用される法第七十六條の六第一項及び法第七十六條の六第二項並びに原子力災害対策特別措置法第二十八條第二項の規定により読み替えて適用される</p>
<p>及び</p>		

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、災害時における車両の移動等の手続を定める等災害対策基本法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。